

資料 1 - 1	H20. 6. 24/26
障害福祉サービス及び地域生活支援給付 に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

利用者負担の軽減措置について

平成20年5月22日

厚生労働省

障害保健福祉部障害福祉課

1. 利用者負担の軽減措置 (概要)

利用者負担の軽減措置について(概要①)

【１．障害者に係る利用者負担の軽減】

- 低所得１及び２（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を1,500円（低所得２で居宅サービスを利用する場合は3,000円）まで軽減。

【居宅で生活する障害者の軽減後の負担上限月額】

所得区分	負担上限月額
低所得１	3,750円 → <u>1,500円</u>
低所得２	【旧法指定施設に通う者又は生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けた者】（これらと併せて短期入所に係る支給決定を受けた者を含む。） 3,750円 → <u>1,500円</u> 【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者】 6,150円 → <u>3,000円</u>

（注）一般世帯（所得割16万円未満）については、従前のとおり9,300円。

- 20歳未満の施設入所障害者（18,19歳）については、これまでと同様に障害児に係る取扱いと同様に扱うこととし、軽減措置の対象を現行の所得割16万円未満から所得割28万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【指定障害者支援施設若しくは旧法指定施設に入所する者又は療養介護に係る支給決定を受けた者（いずれも20歳未満の者に限る。）】

所得区分	負担上限月額
低所得１	7,500円 → <u>3,500円</u>
低所得２	12,300円 → <u>6,000円</u>
所得割<u>16万円</u>未満 ↓ 所得割<u>28万円</u>未満	18,600円 → <u>9,300円</u>

【2. 所得区分認定に係る世帯の範囲の見直し】

〔基本的な考え方〕

- 障害者に係る障害福祉サービス、補装具、療養介護医療、加齢児に係る障害児施設給付及び障害児施設医療の負担上限月額を判定するための所得区分認定を行う際に、世帯ではなく「本人と配偶者」のみの所得で判断する。基本的な取扱い「世帯の特例」の場合における取扱いを原則とする。
 - ※ 障害児に係る所得区分認定については、従前どおり世帯で判断する。
 - ※ 障害児の保護者が障害者である場合については、その障害児の保護者と配偶者の所得で判断する。
- 世帯の範囲の見直しについては、**通所施設・在宅サービス（グループホーム、ケアホームを含む。）を利用する場合は、18歳以上の者について適用**することとし、**入所施設を利用する者については、20歳以上の者について適用**することとする。なお、補装具については、18歳以上の者について適用することとする。
- なお、障害者自立支援法附則第2条及び政令附則第3条により障害者とみなされる場合についても同様の取扱いとし、通所施設・在宅サービスを利用する場合は18歳未満であっても世帯の範囲の見直しを適用することとし、入所施設を利用する場合は20歳以上の者でなければ、当該世帯の範囲の見直しは適用しない取扱いとなる。

〔資産要件〕

- 障害福祉サービスに係る利用者負担の軽減措置を行う際に、資産要件を満たすことが要件となっているが、この**資産要件についても、世帯ではなく「本人及び配偶者」のみの資産で判断する**こととする。
具体的には、単身世帯（配偶者がいない）の場合、障害者本人の預貯金等が500万円以下の場合に軽減措置の対象となり、配偶者がいる場合、障害者本人（配偶者がいる場合かつ当該配偶者が主たる生計維持者である場合は障害者本人及び配偶者）の預貯金等が1,000万円以下の場合に軽減措置の対象となる。
- なお、支給決定障害者（及び配偶者）と同じ住民票上の世帯において世帯を構成する者がいる場合については、改正前と同様に住民票の主たる生計維持者の預貯金等と本人の預貯金等の合計（主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ）で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象となることとする。

利用者負担の軽減措置について(概要②－２)

〔個別減免〕

- 施設入所者等に係る個別減免については、障害者本人の収入、資産等の状況のみで簡易に負担能力を判断できることを要件とするため、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合は、原則として、個別減免の対象としない取扱いとしていたが、今般の世帯の個人単位化に伴い、住民票が入所（入居）前の世帯に残っている場合（配偶者が同一の住民票にある場合を除く。）であっても、個別減免の対象として差し支えない。
また、療養介護等医療型個別減免を受ける者についても、世帯の範囲の見直しが行われることから、同様の取扱いとして差し支えない（加齢児が障害児施設医療を受ける場合についても同じ。）。

〔高額障害福祉サービス費〕

- 世帯の範囲の見直しを行った場合の高額障害福祉サービス費の取扱いについては、従前の「世帯の特例」における取扱いとすることを原則とし、合算の範囲についても障害者本人及び配偶者とする。
- また、「世帯の特例」における介護保険のサービスとの合算の特例が原則となることから、世帯の範囲を見直すことにより利用者負担世帯合算額の対象となる介護保険の負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額を超える場合は、当該高額障害福祉サービス費算定基準額までを合算の対象とする。
- なお、同一世帯に障害者と障害児がいる場合、①障害児の利用者負担に係る高額の合算の範囲は障害者を対象として計算することとするが、②当該障害者の利用者負担に係る高額の合算の範囲に障害児は含まないこととする。

〔その他〕

- 障害者自立支援法第３１条及び同施行規則第３２条により、世帯の生計を主として維持する者に係る財産の著しい損害等の特別の事情が規定されているが、ここでいう「世帯」についても、原則として障害者及び配偶者で判断することとする。

【所得区分認定に係る世帯の範囲の見直しの対象】

- 所得区分認定に係る世帯の範囲の見直しについては、①障害者に係る障害福祉サービスの負担上限月額、②障害者に係る療養介護医療の負担上限月額、③障害者（加齢児を含む。）に係る補装具費の負担上限月額、④加齢児に係る障害児施設給付の負担上限月額、⑤加齢児に係る障害児施設医療の負担上限月額、を算定する際の所得について適用することとし、この場合に障害者（加齢児）本人及び配偶者の所得で判断する。

【○：見直しの対象、×：対象外】

	障害福祉サービス (障害児施設給付)	療養介護医療 (障害児施設医療)	補装具	自立支援医療
障害者（在宅）：18歳以上	○	—	○	×
障害者（施設）：20歳以上	○	○	○ (18歳以上)	×
加齢児（在宅）：18歳以上	○	○	○	×
加齢児（施設）：20歳以上	○	○	○ (18歳以上)	×
障害児	×	×	×	×

※ この表における「在宅」には、グループホーム及びケアホームに居住する者並びに宿泊型自立訓練、継続的短期滞在型生活訓練、精神障害者退院支援施設利用型生活訓練及び精神障害者退院支援施設利用型就労移行支援を受けている者を含む。

利用者負担の軽減措置について(概要③)

【3. 障害児に係る利用者負担の軽減】

- 低所得 1 及び 2（非課税世帯）の障害者の居宅・通所サービスに係る負担上限月額を1,500円（低所得 2 で居宅サービスを利用する場合は3,000円）まで軽減。
- また、利用者負担の軽減措置の対象を現行の所得割 16 万円未満から所得割 28 万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【居宅で生活する障害者の軽減後の負担上限月額】

所得区分	負担上限月額
低所得 1	3,750円 → <u>1,500円</u>
低所得 2	【指定知的障害児施設等に通う者】 3,750円 → <u>1,500円</u>
所得割 <u>16万円</u> 未満 ↓ 所得割 <u>28万円</u> 未満	9,300円 → <u>4,600円</u>

- 指定知的障害児施設等に入所する者についても、利用者負担の軽減措置の対象を現行の所得割 16 万円未満から所得割 28 万円未満まで拡大した上で、負担上限月額をこれまでの半分程度に軽減。

【指定知的障害児施設等に入所する者】

所得区分	負担上限月額
低所得 1	7,500円 → <u>3,500円</u>
低所得 2	12,300円 → <u>6,000円</u>
所得割 <u>16万円</u> 未満 ↓ 所得割 <u>28万円</u> 未満	18,600円 → <u>9,300円</u>

2. 資産要件の取扱い

世帯の範囲の見直しに伴う資産要件の取扱いについて①

○ 世帯の範囲の見直し後における資産要件の取扱いについては以下のとおり。

障害児・者	世帯構成	資産の対象	基準額
障害者	単身世帯 (配偶者がいない場合)	障害者本人	500万円以下
	配偶者がいる場合 (障害者本人が主たる生計維持者の場合)	障害者本人	1,000万円以下
	配偶者がいる場合 (配偶者が主たる生計維持者の場合)	障害者本人＋主たる生計維持者である配偶者	1,000万円以下
障害児 【変更なし】	障害児の保護者のほかに住民票上同一世帯に属する者がいる場合 (障害児の保護者が主たる生計維持者の場合)	障害児の保護者	1,000万円以下
	障害児の保護者のほかに住民票上同一世帯に属する者がいる場合 (障害児の保護者以外の者が主たる生計維持者の場合)	障害児の保護者＋主たる生計維持者である者	1,000万円以下

- ※1 障害者の「単身世帯」は、同一住民票に他の構成員がいる場合であっても、世帯の範囲の見直しにより障害者本人のみを勘案する場合を含む。
- ※2 収入の最も多い者を「主たる生計維持者」とするが、事務の簡素化の観点から、住民票上の世帯主を同者とできることについては、従前と同様。
- ※3 改正前と同様に住民票の主たる生計維持者の資産と本人の資産の合計(主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ資産)で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象とする。

世帯の範囲の見直しに伴う資産要件の取扱いについて②

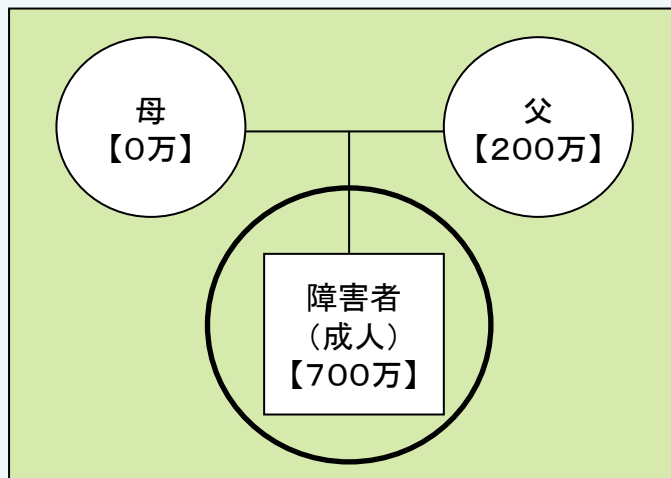
- 世帯の範囲の見直しに伴い、所得区分認定に係る資産要件の取扱いについても本人のみ（配偶者が主たる生計維持者の場合は本人及び配偶者）の資産を勘案することとなり、本人のみ（単身）となる場合の資産要件は500万円以下、配偶者がいる場合の資産要件は1000万円以下となる。
- 当該見直しの結果、例えば、①預貯金700万円の障害者が預貯金200万円の両親と暮らしている場合、②預貯金700万円の障害者の父親（配偶者なし）に2人の子どもがいる場合、などについて、これまで適用されていた利用者負担の軽減措置が受けられないケースが生じる。

（ケース①）

見直し前：資産：900万円（200+700） $\leq$ 1000万円



見直し後：資産：700万円（本人のみ） $>$ 500万円

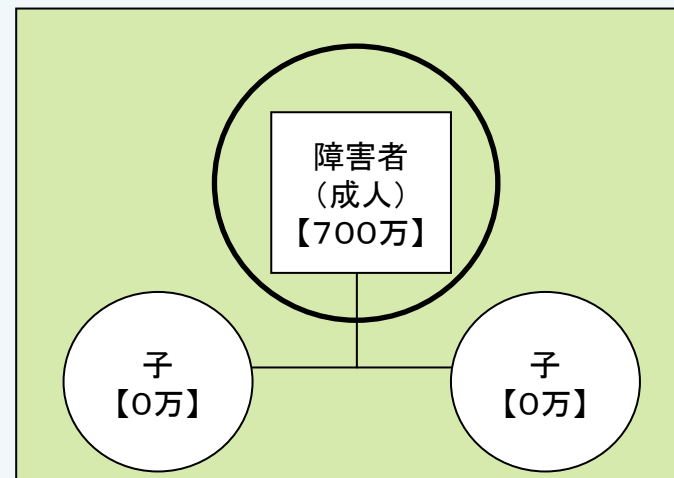


（ケース②）

見直し前：資産：700万円 $\leq$ 1000万円

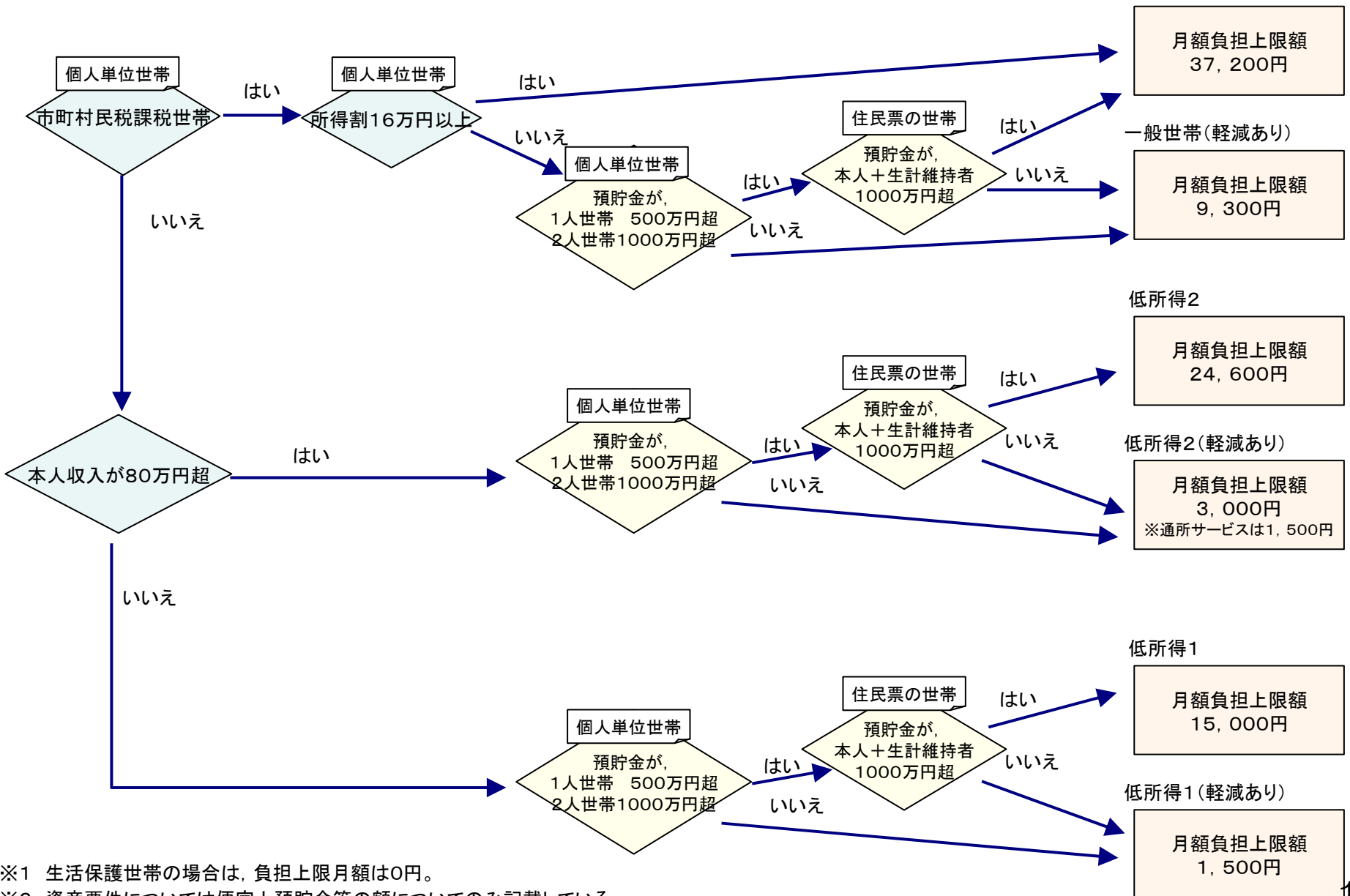


見直し後：資産：700万円 $>$ 500万円



- このため、支給決定障害者（及び配偶者）と同じ住民票上の世帯において世帯を構成する者がいる場合については、改正前と同様に、住民票の主たる生計維持者の資産と本人の資産の合計（主たる生計維持者が本人である場合は本人のみ資産）で1,000万円以下の場合にも軽減措置の対象となることとする。

(参考)利用者負担の軽減措置に係るフローチャート



その他資産要件の取扱いの変更について

- 今般の緊急対策では、これまでの特別対策による負担上限月額をさらに半分程度に引き下げるなどの措置を行うこととしており、この結果、利用者負担の軽減措置を受けられる場合と受けられない場合の負担の違いが極めて大きくなっている。
- 現在、利用者負担の軽減措置を受けるためには、資産価値の高低にかかわらず、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産を所有してはならないものとされている（※）ため、資産要件において測るべき負担能力と軽減措置の関係において著しくバランスを欠く場合が生じる。
- このため、扶養義務者が居住している家屋又は土地以外の資産を有している場合についても、軽減措置の対象とすることとし、社会通念上、利用者負担の軽減の対象とするには不適切であると考えられるような高価な資産を保有していると市町村が認定した場合について、軽減措置の対象外とする取扱いとするものとする。
- なお、利用者負担の軽減措置の対象とするには不適切であると考えられるような高価な資産かどうかの判断については、軽減措置を申請している者が軽減措置を受けるに相応しいかという観点等から、個別の状況を勘案の上、市町村において適切に判断いただきたいと考えている。

【※：参照条文（障害者自立支援法施行規則附則第6条第1項第2号等）】

附則第6条

- 二 当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（当該世帯の生計を主として維持する者に限る。）が、その扶養義務者がその居住の用に供する家屋又は土地以外に資産を所有していないことにつき、市町村が認定したこと。

3. 医療型個別減免

医療型個別減免の取扱いについて

【20歳未満施設入所者に係る医療型個別減免】

- 今般の緊急措置により、20歳未満施設入所者に係る医療型個別減免についても、福祉部分に係る負担上限月額が引き下がることとなる。これ以外の取扱いについては従前と同じ。

＜具体例＞重症心身障害児施設利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、低所得2の場合

地域で子どもを育てるために必要な費用(※1) (50,000円)		※1 低所得世帯、一般世帯（所得割28万円未満）は50,000円 一般世帯（所得割28万円以上）は79,000円 ※2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円 ※3 計算上は、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。		
		負担額 減免額		
その他生活費(※2) (34,000円)	福祉部分利用者負担額(※3) (22,900円)	医療費部分利用者負担額 (40,200円)	食事療養負担額 (24,180円)	

【従前の負担額】

負担額：50,000円－34,000円＝**16,000円**【福祉部分**15,000円**、医療部分1,000円、食事療養部分0円】

13,300円

12,300円（**特別対策後**（低所得2）の負担上限月額）

【見直し後の負担額】

負担額：50,000円－34,000円＝**16,000円**【福祉部分**15,000円**、医療部分1,000円、食事療養部分0円】

7,000円

6,000円（**緊急措置後**（低所得2）の負担上限月額）

【20歳以上施設入所者に係る医療型個別減免】

- 障害福祉サービス及び療養介護医療費、20歳以上加齢児に係る障害児施設給付及び障害児施設医療に係る所得区分認定について、世帯全体でなく本人及び配偶者の所得で判定する。これ以外の取扱いについては従前と同じ。

4. 高額障害福祉サービス費

高額障害福祉サービス費の取扱いについて①

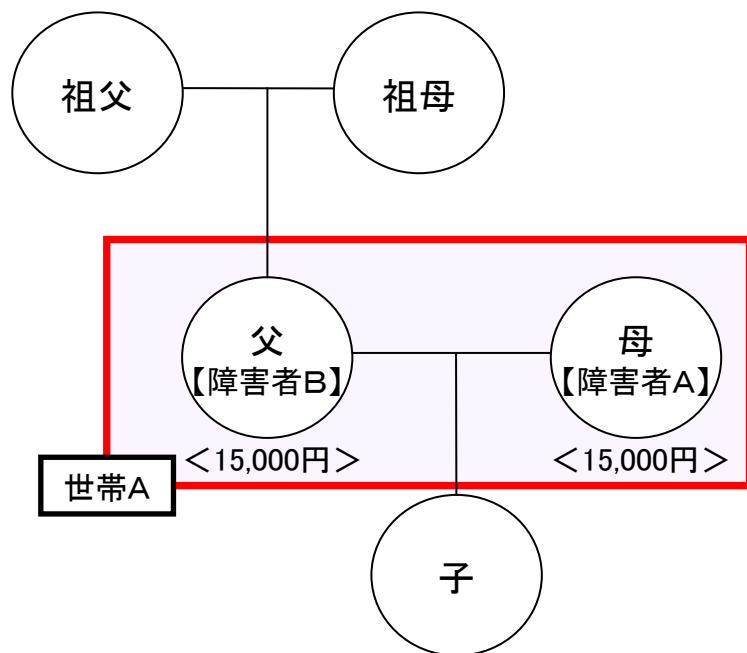
- 世帯の範囲の見直しに伴い、高額障害福祉サービス費を算定する世帯合算の範囲についても、本人及び配偶者を対象とする。

【具体例①】

低所得1の世帯(世帯A)で、障害福祉サービスを利用している障害者A、Bがそれぞれ上限額の15,000円まで利用している場合。なお、利用者負担の軽減措置は受けないものとする。

※低所得世帯(世帯A)の基準額は24,600円

住民票上の世帯



【従来の計算】

Aの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$

Bの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$



【見直し後】

従来の計算と同じ。

Aの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$

Bの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$

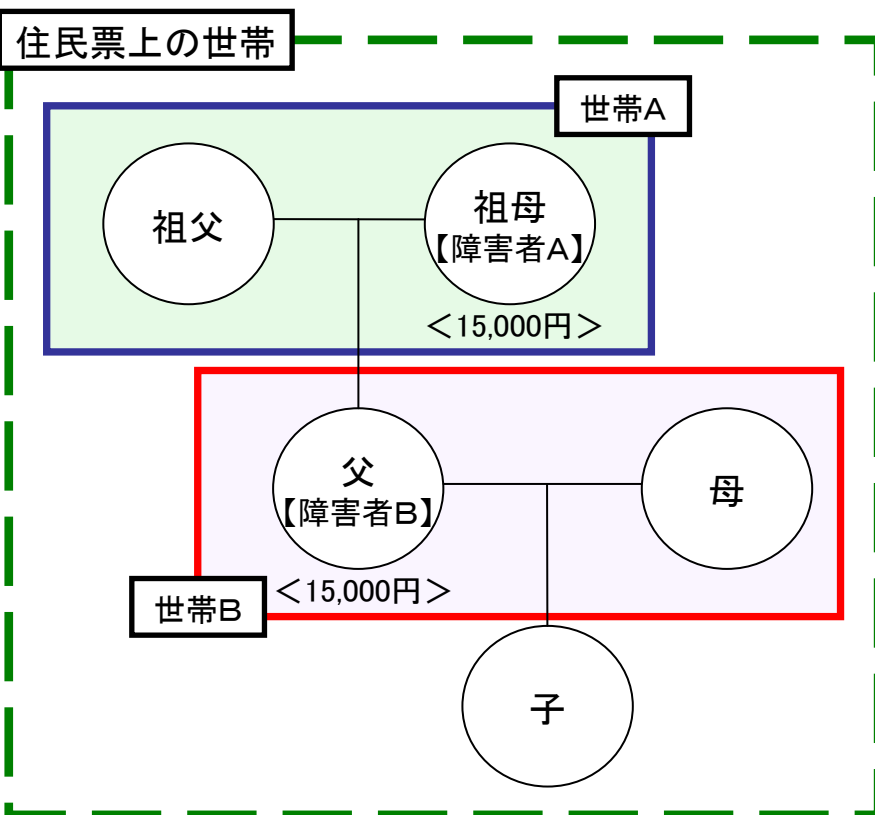
高額障害福祉サービス費の取扱いについて②

- 世帯の範囲の見直しに伴い、**高額障害福祉サービス費を算定する世帯合算の範囲についても、本人及び配偶者を対象**とする。このため、これまで高額障害福祉サービス費の算定対象となっていた者が対象外となる場合が生じる。

【具体例②】

低所得1の世帯で、障害福祉サービスを利用している障害者A、Bがそれぞれ上限額の15,000円まで利用している場合。なお、世帯A、世帯Bそれぞれ低所得1（上限額は15,000円）であり、いずれも軽減措置は受けないものとする。

※低所得世帯の基準額は24,600円



【従来の計算】

Aの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$

Bの高額障害福祉サービス費:

$$(30,000円 - 24,600円) \times (15,000円 / 30,000円) = 2,700円$$

※住民票上の世帯の負担:

$$(15,000円 + 15,000円) - (2,700円 + 2,700円) = 24,600円(基準額)$$



【見直し後】

高額障害福祉サービスの対象とならない。

※住民票上の世帯の負担: $15,000円 + 15,000円 = 30,000円$

高額障害福祉サービス費の取扱いについて③

- 世帯の範囲の見直しに伴い、介護保険における基準額と障害福祉サービスに係る基準が異なる場合については、これまでの「**世帯の特例**」と同様の取扱いとする。

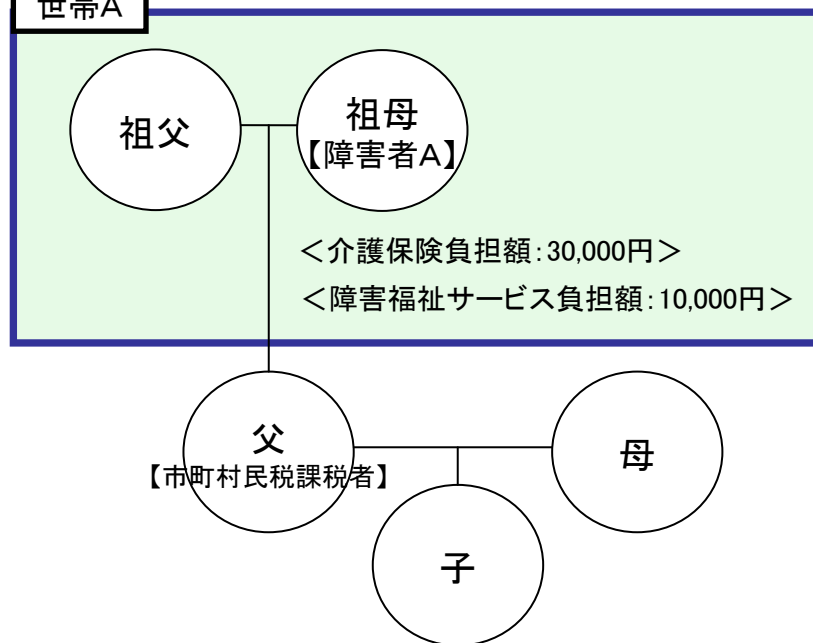
【具体例③】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、介護保険における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。

住民票上の世帯

<課税世帯:37,200円>

世帯A



【見直し後の計算】

障害者Aに係る利用者負担世帯合算額:イとロの合算額

イ: 24,600円（介護保険の負担は30,000円となるが、**合算の対象とする場合には、24,600円（世帯の基準額）まで引き下げて計算。**）

ロ: 10,000円（障害福祉サービスに係る負担）



障害者Aの高額障害福祉サービス費:
 $(24,600円 + 10,000円) - 24,600円 = 10,000円$

高額障害福祉サービス費の取扱いについて④

- 世帯の範囲の見直しに伴い、介護保険における基準額と障害福祉サービスに係る基準が異なる場合については、これまでの「**世帯の特例と同様の取扱い**とする。障害者及び当該障害者の配偶者である障害者がそれぞれ介護保険のサービスと障害福祉サービスを利用する場合についても同様である。

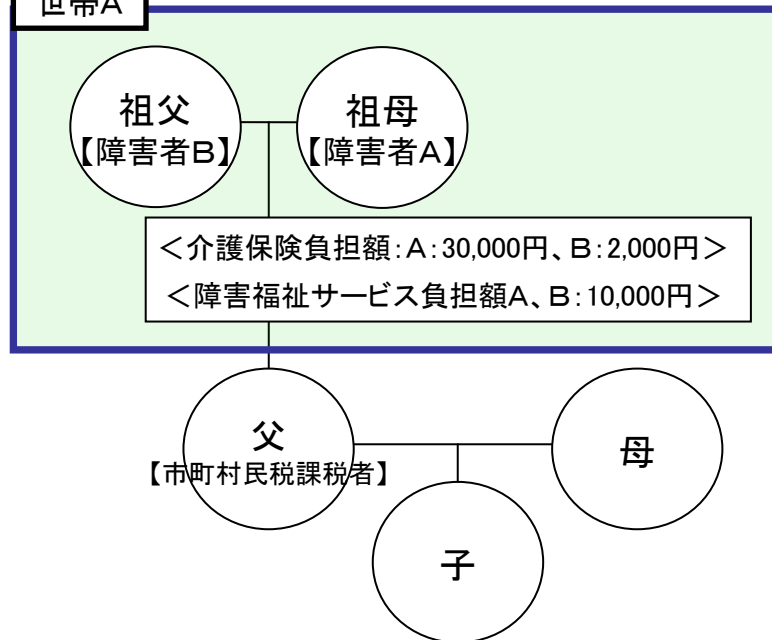
【具体例④】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、介護保険における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合で、障害者及び配偶者の双方が介護保険におけるサービスと障害福祉サービスを利用している場合。

住民票上の世帯

<課税世帯:37,200円>

世帯A



【見直し後の計算】

世帯Aにおける利用者負担世帯合算額:イとロの合算額

イ: 24,600円（介護保険の負担は30,000円+2,000円となるが、**合算の対象とする場合には、24,600円（世帯の基準額）まで引き下げて計算。**

※障害者Aと障害者Bに介護保険の負担を案分

障害者A: $24,600円 \times (30,000円 / 32,000円) = 23,063円$

障害者B: $24,600円 \times (2,000円 / 32,000円) = 1,537円$

ロ: 10,000円+10,000円（障害福祉サービスに係る負担）



障害者Aの高額障害福祉サービス費:

$(44,600円 - 24,600円) \times [(23,063円 + 10,000円) / 44,600円] = 14,826円$

障害者Bの高額障害福祉サービス費:

$(44,600円 - 24,600円) \times [(1,537円 + 10,000円) / 44,600円] = 5,174円$

高額障害福祉サービス費の取扱いについて⑤

- 住民基本台帳上の同一の世帯に障害者と障害児がいる場合に係る障害児の高額合算の範囲については、当該障害者を対象に含め、世帯全体で計算することとする。ただし、当該障害者の利用者負担に係る高額の合算の範囲に障害児は含まれない。

【具体例⑤】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるため、障害児施設支援における基準額は37,200円（市町村民税課税世帯）となるが、世帯Aにおける障害福祉サービスについては、世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。

住民票上の世帯

<課税世帯: 37,200円>

世帯A

祖父

祖母
【障害者】

<障害福祉サービス負担額: 24,600円>

父

【市町村民税課税者】

母

子

【障害児】

<障害児施設支援: 24,600円>

【従来の計算】

障害者の高額障害福祉サービス費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$$

障害児の高額障害福祉サービス費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$$



【見直し後の計算】

世帯Aにおける障害者

→ 高額障害福祉サービスの対象とならない。

障害児の高額障害児施設給付費: 変更なし

$$(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$$

高額障害福祉サービス費の取扱いについて⑥

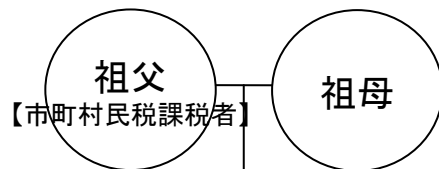
- 住民基本台帳上の同一の世帯に障害者と障害児がいる場合に係る障害児の高額合算の範囲については、当該障害者を対象に含め、世帯全体で計算することとする。ただし、障害児の親が障害者である場合については、当該障害者及び配偶者で計算することとする。

【具体例⑥】

住民基本台帳上の同一の世帯に市町村民税課税者がいるが、障害児の保護者が障害者であり、世帯Aにおける基準額が世帯の範囲の見直しに伴い24,600円（市町村民税非課税世帯（低所得2））となる場合。

住民票上の世帯

<課税世帯: 37,200円>



【従来の計算】

障害者の高額障害福祉サービス費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$$

障害児の高額障害福祉サービス費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 37,200円) \times (24,600円 / 49,200円) = 6,000円$$



【見直し後の計算】

障害者の高額障害福祉サービス費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 24,600円) \times (24,600円 / 49,200円) = 12,300円$$

障害児の高額障害児施設給付費:

$$(24,600円 + 24,600円 - 24,600円) \times (24,600円 / 49,200円) = 12,300円$$

5. 税制の取扱い

税制改正による「所得割」の取扱いについて

○ 三位一体改革による税源移譲に伴い、所得税から控除しきれなくなった住宅ローン減税額を市町村民税から控除する「住宅借入金等特別税額控除」が、平成20年度分以降の市町村民税について適用されることとなっているが、利用者負担の軽減措置の対象者を判定する際の「所得割」等の適用については、**当該基準が利用者の負担能力を考慮する趣旨で設けられている観点から判断する必要がある**。

○ このため、当該「**所得割(※)**」の適用に当たっては「**住宅借入金等特別税額控除**」による**税額控除前の所得割額で判定を行う**こととする。なお、平成21年度分以降の市町村民税について適用される「ふるさと納税」（税額控除制度）についても同様の取扱いとするが、今般の措置とは別途措置することとする。

※障害福祉サービス、障害児施設サービスのみならず、自立支援医療、補装具の利用者負担に係る判定についても適用。

○ 以上の取扱いは、平成20年7月以降の利用者負担（平成20年度分以降の課税資料を使用する場合）において適用する。

○ なお、外国税額控除、配当控除等既存の税額控除制度については、これまで「所得割」の判定に当たり、税額控除後の額で判定する取扱いとしていたことにかんがみ、これまでどおりの取扱いとする。

【具体例】

＜市町村民税所得割額＝27万円、「ふるさと納税」での市町村民税控除額1.5万円＞のケース

⇒ 税額控除前の28.5万円を所得割額として軽減措置の判定を行う。

【参 考】

税額控除の種類	条項	内容
ふるさと納税※	地方税法第314条の7	市町村等への寄付金について、寄付金から5千円を控除した額を住民税から控除するもの
住宅借入金等特別税額控除	地方税法附則第5条の4	三位一体改革による税源移譲に伴い、所得税で控除しきれなくなった住宅ローン減税額を住民税から控除するもの

※「ふるさと納税」は平成21年度分以降の個人住民税について適用される。